



# 熊本県公報

第 1 1 8 1 6 号  
平成 21 年 6 月 19 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 1
- 特定計量器定期検査の実施…………… (産業支援課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 4
- 道路の供用開始…………… ( // ) 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 4

**公 告**

- 団体営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画・技術管理課) 5
- 熊本県公営企業(電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業)の業務状況の公表…………… (水環境課) 5
- 熊本都市計画用途地域(熊本市)の変更…………… (都市計画課) 19
- 熊本都市計画特別用途地区(熊本市)の変更…………… ( // ) 19
- 熊本都市計画田井島南土地地区画整理事業の決定…………… ( // ) 19
- 熊本都市計画用途地域(嘉島町)の変更…………… ( // ) 19
- 熊本都市計画特別用途地区(嘉島町)の決定…………… ( // ) 19
- 熊本都市計画同尻土地地区画整理事業の決定…………… ( // ) 20
- 熊本都市計画用途地域(益城町)の変更…………… ( // ) 20
- 熊本都市計画益城台地西土地地区画整理事業の決定…………… ( // ) 20
- 熊本都市計画益城台地中土地地区画整理事業の決定…………… ( // ) 20
- 道路の位置指定の公告…………… (建築課) 20
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画・技術管理課) 20
- 土地改良区役員の退任…………… ( // ) 21
- 土地改良区の定款変更認可…………… ( // ) 21
- 土地改良区の定款変更認可…………… ( // ) 21
- 県営土地改良事業計画の決定…………… ( // ) 21
- 県営土地改良事業計画の決定…………… ( // ) 21
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示…………… (森林保全課) 22

**登 載 依 頼**

- 競争入札に参加する者に必要な資格の告示…………… (文化課) 22
- 一般競争入札公告…………… ( // ) 23

**正 誤**

- 平成 21 年 3 月 31 日熊本県監査委員告示第 2 号(熊本県監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程)中…………… (監査委員事務局) 26
- 平成 20 年 11 月 18 日熊本県告示第 1 0 0 3 号(保安林の指定に関する予定)中…………… (森林保全課) 26

## 告 示

### 熊本県告示第 5 9 3 号

障害者自立支援法(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。  
平成 2 0 年 6 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
就労支援センター かもん・ゆ〜す 菊池市限府 4 6 9 番	社会福祉法人菊愛会 菊池市重味 2 3 8 0 番地 7	平成 2 1 年 6 月 9 日	4311200010	就労継続支援 A 型

地 1 0	最上 次男		
-------	-------	--	--

**熊本県告示第 5 9 4 号**

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定により、荒尾市、玉名市及び玉名郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 1 年 6 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
長洲町	平成 2 1 年 8 月 3 日	午前 1 0 時から 午後 3 時まで	長洲町町民研修 センター	非自動はかり（計量法施行令（平成 5 年政令第 3 2 9 号）第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
南関町	平成 2 1 年 8 月 4 日	午前 1 0 時から 正午まで	J A 玉名 旧坂 下地区支所	
南関町	平成 2 1 年 8 月 4 日	午後 1 時半から 午後 3 時まで	J A 玉名 南関 供給センター	
玉東町	平成 2 1 年 8 月 5 日	午前 1 0 時から 午後 3 時まで	玉東町役場 駐 車場	
和水町	平成 2 1 年 8 月 6 日	午前 1 0 時から 午後 3 時まで	和水町役場三加 和総合支所（車 庫）	
和水町	平成 2 1 年 8 月 7 日	午前 1 0 時から 午後 3 時まで	和水町役場本庁 （庁舎裏車庫）	
荒尾市	平成 2 1 年 8 月 1 7 日	午前 1 0 時から 午後 3 時まで	荒尾市浄水セン ター	
荒尾市	平成 2 1 年 8 月 1 8 日	午前 1 0 時から 午後 3 時まで	小岱工芸館	
荒尾市	平成 2 1 年 8 月 1 9 日	午前 1 0 時から 午後 3 時まで	荒尾総合文化セ ンター	
玉名市	平成 2 1 年 8 月 2 0 日	午前 1 0 時から 午後 3 時まで	J A 玉名 横島 供給センター	
玉名市	平成 2 1 年 8 月 2 4 日	午前 1 0 時から 午後 3 時まで	J A 玉名 天水 野菜集荷所	
玉名市	平成 2 1 年 8 月 2 5 日	午前 1 0 時から 午後 3 時まで	玉名市 岱明総 合支所	
玉名市	平成 2 1 年 8 月 2 6 日	午前 1 0 時から 午後 3 時まで	玉名市民会館	
玉名市	平成 2 1 年 8 月 2 7 日	午前 1 0 時から 午後 3 時まで	玉名市民会館	

2 所在場所検査

実施期日	実施場所
平成 2 1 年 7 月 2 1 日か ら平成 2 1 年 7 月 3 0 日 まで	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 7 0 号） 第 3 9 条第 1 項第 1 号から第 5 号に定めるものについては、 その計量器の所在場所

3 実施機関

社団法人 熊本県計量協会

**熊本県告示第 5 9 5 号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 1 年 6 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡苓北町坂瀬川字種草1479番2、1479番3、1485番1、1485番3、1485番5、1486番、1488番2、字臼木1489番、1492番2、1493番、1512番、1517番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字種草1485番5・1488番2・字臼木1489番・1493番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第596号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成21年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市楠浦町字下野下6075番、字野下6080番、字東海老野6085番、字西海老野6089番、字猪喰6094番、6113番1、6113番5、字西荒クノ6259番1、6280番1から6280番3まで、6289番、6292番、6294番、字塚ノ河内6329番、6333番、6335番、6335番、字仁柿6438番3、6438番7、6438番9、字中仁柿6451番1、字上仁柿横渡6470番1、字中横渡6471番1、6475番、6476番、6479番、6479番、6486番2、6491番、字西山上6495番9、6495番10、字方原6611番、字尾ノ前6729番2、6730番1、6730番3、6736番1、6736番2、6814番1、字中江河内6820番1、6820番2、6821番2、字西江河内6824番1、字上江河内6826番1から6826番3まで、字中北野6830番7、6833番2、6833番3、6837番2、6837番3、字刃牧6937番1、6937番2、6979番4、6990番1、字入野6993番1、6994番、6997番2、6997番3、字株野7001番、字婦志太郎7015番1、7015番2、7016番7、7016番8、7016番12、7016番14、7016番15、7016番17、7016番18、7016番20、字岩下尻7020番7、7020番8、7020番10、字南刃牧7029番2、7029番3、字船迫7091番1、7091番2、字小野7114番1、7114番3、字上小野7152番1、7152番3、字小屋の入7153番1、7154番1、7157番1、7157番4、字鶴ノ平7158番1、字水無迫7161番3、字平尾7164番35、7164番37、字長尾7168番、字釘原7176番1、7176番5、字釘原水7181番、字河内平7309番、7321番2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字中横渡6476番、字尾ノ前6730番3、字中江河内6821番2、字西荒クノ6280番1から6280番3まで・6292番・6294番・字塚ノ河内6329番・6333番・6335番・字上仁柿6470番1・字中横渡6471番1・6475番・6479番・字方原6611番・字尾ノ前6729番2・6730番1・字中江河内6820番1・6820番2・字西江河内6824番1・字中北野6837番2・6837番3・字刃牧6990番1・字入野6993番1・字岩下尻7020番7・7020番8・7020番10・字船迫7091番1・字小野7114番1・字長尾7168番・字河内平7309番・7321番2（以上30筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第597号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年6月19日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	坂瀬川御領線	天草市五和町城河原一丁目字稗木場 3528番1地先から 同所 3524番地先まで	81.0	単橋改 (仮設 歩道の 設置)

2 供用を開始する期日 平成21年6月19日

**熊本県告示第598号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年6月19日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	熊本市春日二丁目 672番6地先から 同市春日一丁目 766番地先まで	580.0	緊道整 (街路 B) (車線 切り替 えに伴 い、暫 定形で の供用 開始)

2 供用を開始する期日 平成21年6月22日

**熊本県告示第599号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成21年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
愛心ヘルプサービス 熊本 合志市須屋1482 番4号サンライズ長 田101号室	株式会社 愛心ヘル プサービス 宮城県仙台市青葉区 中山九丁目12番1 3号 古川 ひろみ	平成21年 6月15日	4312900188	・居宅介護 ・重度訪問 介護

公 告

熊本県公告第 3 2 1 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。  
平成 2 1 年 6 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設、農業用道路	天水	平成 1 8 年 4 月 1 日	平成 1 9 年 3 月 3 1 日	玉名市

熊本県公告第 3 2 2 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項の規定により、平成 2 0 年度下半期の熊本県公営企業（電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業）の業務の状況を次のとおり公表する。  
平成 2 1 年 6 月 1 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

業 務 状 況 説 明 書

平成 2 0 年度下半期

自 平成 2 0 年 1 0 月 1 日  
至 平成 2 1 年 3 月 3 1 日

熊本県企業局

## 目 次

電 気 事 業	.....	6 ページ
工業用水道事業	.....	1 2 ページ
有料駐車場事業	.....	1 6 ページ

## 熊本県電気事業業務状況

熊本県電気事業の平成 2 0 年度下半期（平成 2 0 年 1 0 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで）における業務状況は、次のとおりである。

## 目 次

1 事業の概況	.....	7 ページ
（1）電力の供給状況について	.....	7 ページ
（2）電力料金について	.....	8 ページ
（3）修繕及び改良工事等について	.....	9 ページ
（4）職員数について	.....	9 ページ
（5）条例等の制定、改廃について	.....	9 ページ
（6）開発調査について	.....	1 0 ページ
2 経理の状況	.....	1 0 ページ
3 平成 2 1 年度経営方針	.....	1 1 ページ
4 平成 2 1 年度予算の概要	.....	1 1 ページ

1 事業の概況

平成20年度下半期における水力発電供給電力量は、96,199,062kWhとなり、当期の目標供給電力量82,763,000kWhに対し116.2%の達成率となった。また、電力料金収入は、1,040,657,163円となり、当期の目標料金収入額1,026,549,300円に対し101.4%の達成率となった。これは、藤本発電所において荒瀬ダムの泥土等除去のため2か月ほど発電を停止したことや、緑川第一発電所及び緑川第二発電所を改良工事のため発電を停止したことによる供給電力量の減少があったものの、当期の累計雨量が平年より多く発電環境が良好だったことによる。

風力発電供給電力量は、538,400kWhであり、当期の計画供給電力量1,353,888kWhに対し発電量が伸びず、39.8%の達成率となった。これは3機ある発電風車のうちの1号機が7月から翌年2月まで故障のため発電を停止していたことと、当期において発電所の実風速が想定を下回ったことによる。

(1) 電力の供給状況について

下半期各月の電力の供給状況は、次のとおりである。

なお、本県の電気事業は、水力発電は電気事業法に基づき、平成7年に電力会社と電力供給に関する基本契約を締結した「みなし卸電気事業」と、その後に発電を開始した「卸供給事業」に区分される。

また、風力発電については電力会社と電力需給契約を締結しているが、制度上は自家用電気工作物による余剰電力扱いとなっている。

① 水力発電事業

ア みなし卸電気事業

月	区分	発電所						小計
		藤本	市房第一	市房第二	緑川第一	緑川第二	笠振	
10	目標(kWh)	5,288,000	1,803,000	383,000	4,293,000	2,719,000	301,000	14,787,000
	実績(kWh)	6,576,559	4,554,034	943,672	9,035,547	3,822,476	386,200	25,318,488
	達成率(%)	124.4	252.6	246.4	210.5	140.6	128.3	171.2
11	目標(kWh)	3,615,000	1,383,000	272,000	3,378,000	2,202,000	181,000	11,031,000
	実績(kWh)	4,345,914	2,037,810	513,942	2,568,071	2,933,424	63,100	12,462,261
	達成率(%)	120.2	147.3	188.9	76.0	133.2	34.9	113.0
12	目標(kWh)	3,356,000	1,782,000	372,000	3,642,000	2,394,000	138,000	11,684,000
	実績(kWh)	4,087,321	2,011,763	506,920	935,578	2,684,256	61,600	10,287,438
	達成率(%)	121.8	112.9	136.3	25.7	112.1	44.6	88.0
1	目標(kWh)	3,527,000	1,758,000	403,000	3,721,000	2,522,000	142,000	12,073,000
	実績(kWh)	476,959	1,625,720	427,463	3,155,200	1,406,560	125,200	7,217,102
	達成率(%)	13.5	92.5	106.1	84.8	55.8	88.2	59.8
2	目標(kWh)	4,136,000	1,953,000	499,000	3,738,000	2,496,000	209,000	13,031,000
	実績(kWh)	60,846	3,020,257	663,465	5,291,204	213,693	303,900	9,553,365
	達成率(%)	1.5	154.6	133.0	141.6	8.6	145.4	73.3
3	目標(kWh)	5,906,000	2,817,000	693,000	5,128,000	3,318,000	394,000	18,256,000
	実績(kWh)	9,601,442	5,515,601	1,260,594	8,379,315	3,571,516	591,100	28,919,568
	達成率(%)	162.6	195.8	181.9	163.4	107.6	150.0	158.4
計	目標(kWh)	25,828,000	11,496,000	2,622,000	23,900,000	15,651,000	1,365,000	80,862,000
	実績(kWh)	25,149,041	18,765,185	4,316,056	29,364,915	14,631,925	1,531,100	93,758,222
	達成率(%)	97.4	163.2	164.6	122.9	93.5	112.2	115.9

イ 卸供給事業

月	区分	発電所		小計	水力発電所 合計
		菊鹿	緑川第三		
10	目標(kWh)	267,000	113,000	380,000	15,167,000
	実績(kWh)	272,900	216,000	488,900	25,807,388
	達成率(%)	102.2	191.2	128.7	170.2

1 1	目標 (kWh)	206,000	104,000	310,000	11,341,000
	実績 (kWh)	188,900	120,080	308,980	12,771,241
	達成率 (%)	91.7	115.5	99.7	112.6
1 2	目標 (kWh)	184,000	102,000	286,000	11,970,000
	実績 (kWh)	207,500	98,700	306,200	10,593,638
	達成率 (%)	112.8	96.8	107.1	88.5
1	目標 (kWh)	172,000	88,000	260,000	12,333,000
	実績 (kWh)	171,300	171,800	343,100	7,560,202
	達成率 (%)	99.6	195.2	132.0	61.3
2	目標 (kWh)	177,000	95,000	272,000	13,303,000
	実績 (kWh)	211,300	272,500	483,800	10,037,165
	達成率 (%)	119.4	286.8	177.9	75.5
3	目標 (kWh)	265,000	128,000	393,000	18,649,000
	実績 (kWh)	288,500	221,360	509,860	29,429,428
	達成率 (%)	108.9	172.9	129.7	157.8
計	目標 (kWh)	1,271,000	630,000	1,901,000	82,763,000
	実績 (kWh)	1,340,400	1,100,440	2,440,840	96,199,062
	達成率 (%)	105.5	174.7	128.4	116.2

## ②風力発電事業

月	区 分	発電所	全発電所
		阿蘇車帰	合 計
1 0	計画 (kWh)	225,649	15,392,649
	実績 (kWh)	73,700	25,881,088
	達成率 (%)	32.7	168.1
1 1	計画 (kWh)	225,649	11,566,649
	実績 (kWh)	83,800	12,855,041
	達成率 (%)	37.1	111.1
1 2	計画 (kWh)	225,649	12,195,649
	実績 (kWh)	77,100	10,670,738
	達成率 (%)	34.2	87.5
1	計画 (kWh)	225,649	12,558,649
	実績 (kWh)	99,400	7,659,602
	達成率 (%)	44.1	61.0
2	計画 (kWh)	225,649	13,528,649
	実績 (kWh)	88,400	10,125,565
	達成率 (%)	39.2	74.8
3	計画 (kWh)	225,643	18,874,643
	実績 (kWh)	116,000	29,545,428
	達成率 (%)	51.4	156.5
計	計画 (kWh)	1,353,888	84,116,888
	実績 (kWh)	538,400	96,737,462
	達成率 (%)	39.8	115.0

## (2) 電力料金について

当期の料金収入は、次のとおりである。

なお、水力発電の九州電力株式会社との電力受給契約における契約料金については、基本料金及び従量料金（供給電力量に 1 円 / kWh を乗じたもの）の 2 部料金制となっている。



また、風力発電における同社との契約料金は発電量に応じた完全従量制となっており、料金単価は10.70円/kWhである。

①水力発電

ア みなし卸電気事業

基本料金	872,260,000円	(月額145,378,000円×5月(10月～2月)) (月額145,370,000円×1月(3月))
従量料金	93,758,222円	(従量93,758,222kWh×1円)
小計	966,018,222円	
消費税相当額	48,300,909円	
合計	1,014,319,131円	

イ 卸供給事業

基本料金	22,643,000円	(月額3,774,000円×5月(10月～2月)) (月額3,773,000円×1月(3月))
従量料金	2,440,840円	(従量2,440,840kWh×1円)
小計	25,083,840円	
消費税相当額	1,254,192円	
合計	26,338,032円	

②風力発電

従量料金	5,760,880円	(従量538,400kWh×10.70円)
消費税額	288,043円	
合計	6,048,923円	

(3) 修繕及び改良工事等について

平成20年度下半期の主な修繕及び改良工事は、次のとおりである。(消費税込み額)

(単位：円)

発電所	工 事 名	工事金額	工 期
緑 川	(改良)緑川第二発電所屋外変電設備・ メタルクラッド取替工事	120,750,000	H20.10.3～ H21. 3.19
藤 本	荒瀬ダム泥土除去工事(百済木川工区) 他	76,908,697	H20.12.15～ H21. 3.19
藤 本	荒瀬ダム砂礫除去工事(西鎌瀬地区)	65,583,817	H20.12.12～ H21. 3.19
藤 本	荒瀬ダム泥土除去工事(佐瀬野工区)	61,905,738	H20.12.15～ H21. 3.19
藤 本	荒瀬ダム砂礫除去工事(佐瀬野工区)	61,664,159	H20.12.12～ H21. 3.19

(4) 職員数について

平成20年度電気事業の職員数は、次のとおりである。

(平成21年3月31日現在)

区 分	職 員	技能労務職員	嘱 託	計
本 庁	局 長	1	0	1
	総務経営課	17	0	17
	工 務 課	13	0	13
	うち、荒瀬ダム対策室	(4)	(0)	(4)
発電総合管理所	25	4	17	46
計	56	4	17	77

(5) 条例等の制定、改廃について

< 条 例 >

な し

< 管理規程 >

- 平成20年10月24日 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第8号）
- 平成21年 3月24日 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第1号）
- 平成21年 3月31日 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第2号）
- 平成21年 3月31日 熊本県企業職員の給与の特例に関する規程（熊本県公営企業管理規程第3号）
- 平成21年 3月31日 熊本県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第4号）
- 平成21年 3月31日 熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第5号）
- 平成21年 3月31日 熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第6号）

(6) 開発調査について

① 中小水力発電開発：球磨村芋川地点において、河川流量調査を行っている。

2 経理の状況

平成20年度下半期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県電気事業合計残高試算表

平成21年3月31日

単位：円

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	2,041,555,083	2,041,555,083
		営 業 外 収 益	30,498,240	30,498,240
		特 別 利 益	36,957,410	36,957,410
1,893,197,981	1,909,506,350	営 業 費 用	16,308,369	
71,589,017	71,589,017	営 業 外 費 用		
28,883,697	28,883,697	特 別 損 失		
18,487,798,368	18,745,928,280	水 力 発 電 設 備	258,129,912	
	130,001,119	減価償却累計額（水力）	11,376,980,476	11,246,979,357
440,395,474	450,604,879	業 務 設 備	10,209,405	
	9,698,934	減価償却累計額（業務）	147,347,099	137,648,165
437,284,882	437,284,882	風 力 発 電 設 備		
		減価償却累計額（風力）	52,066,675	52,066,675
94,434,520	95,974,520	建 設 仮 勘 定	1,540,000	
3,370,254	6,445,097	事 業 外 固 定 資 産	3,074,843	
237,489,925	264,432,044	無 形 固 定 資 産	26,942,119	
1,672,370,880	2,264,938,856	投 資 及 び 基 金	592,567,976	
6,514,813,560	33,325,483,194	現 金 預 金	26,810,669,634	
194,322,902	384,757,357	未 収 金	190,434,455	
		短 期 投 資		
815,533	815,533	貯 蔵 品		
	43,488,000	前 払 金	43,488,000	
78,605,000	196,393,000	前 払 費 用	117,788,000	
400,000	52,603,177	雑 流 動 資 産	52,203,177	
		受 託 金		
	88,486,066	退 職 給 与 引 当 金	244,056,378	155,570,312
	20,633,127	修 繕 準 備 引 当 金	295,166,475	274,533,348

		渇水準備引当金		
		一時借入金		
	252,975,715	未払金	551,143,107	298,167,392
	53,977,818	未払費用	321,672,425	267,694,607
	143,120,911	預り金	160,235,926	17,115,015
		雑流動負債		
		自己資本金	9,937,990,311	9,937,990,311
	177,396,230	借入資本金	2,649,556,932	2,472,160,702
		資本剰余金	876,707,828	876,707,828
	90,220,000	利益剰余金	2,400,347,548	2,310,127,548
30,155,771,993	59,245,637,803	合計	59,245,637,803	30,155,771,993

3 平成 21 年度経営方針

電力自由化の進展により電力市場の競争が激化する中、電力会社の公営電気事業者に対する電気料金の引下げ要求は強まってきており、収入の確保が大きな課題である。一方、支出面においては、本県企業局固有の事情として、昨年度に引き続き荒瀬ダムの砂礫及び泥土の除去を実施することや、今後既設発電所の大規模な設備更新の時期を迎え、多大な更新費用が予定されているため、厳しい経営環境が続くことが予想される。また、荒瀬ダム撤去に係る経費が平成 14 年の検証時における想定額から大幅に増加し、電気事業でその経費を捻出することが不可能となり、平成 20 年 11 月に荒瀬ダム及び藤本発電所の存続が決定された。

本県企業局は平成 18 年 2 月に「熊本県企業局経営基本計画（第二期）」（平成 18 年度から平成 22 年度の 5 年間）を作成し、本計画に基づいた取り組みを実施してきたが、これらの経営環境の大幅な変化を受け、本県企業局が今後も健全経営を維持していくため、次期経営基本計画を前倒しで作成することとし、平成 21 年度に「熊本県企業局経営基本計画（第三期）」（仮称）の策定に取り組む。

4 平成 21 年度予算の概要

平成 21 年度予算の概要は次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出

事業収益	2,169,878,000円
(内訳)	
営業収益	2,145,575,000円
(うち、電力料収入	2,139,944,000円)
営業外収益	24,303,000円
事業費	2,298,040,000円
(内訳)	
営業費用	2,178,136,000円
営業外費用	109,904,000円
予備費	10,000,000円
差引純利益（純損失）	△128,162,000円

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入	608,142,000円
(内訳)	
他会計からの返還金	608,142,000円
資本的支出	713,138,000円
(内訳)	
建設改良費	247,274,000円
企業債償還金	190,310,000円
その他	275,554,000円

熊本県工業用水道事業業務状況

熊本県工業用水道事業の平成 20 年度下半期（平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）における業務状況は、次のとおりである。

	目	次
1	事業の概況	12 ページ
	（1）給水の状況について	12 ページ
	（2）修繕及び改良工事等について	13 ページ
	（3）職員数について	13 ページ
	（4）条例等の制定、改廃について	13 ページ
2	経理の状況	14 ページ
3	平成 21 年度経営方針	15 ページ
4	平成 21 年度予算の概要	15 ページ

1 事業の概況

有明工業用水道の平成 20 年度下半期における受水企業数は 12 社で、契約水量は 14,304 m<sup>3</sup> / 日であった。給水能力に対する契約率は 42.2% で、平成 19 年度下半期に比べ、契約水量は 50 m<sup>3</sup> / 日増加したものの、料金収入は、特定使用水量の減少などにより、前年同期比 98.4% となっている。

八代工業用水道の平成 20 年度下半期における受水企業数は 24 社で、契約水量は 9,188 m<sup>3</sup> / 日であった。給水能力に対する契約率は 33.7% で、平成 19 年度下半期に比べ、契約水量は 84 m<sup>3</sup> / 日減少し、料金収入は、超過水量の減少などにより、前年同期比 98.4% となっている。

苓北工業用水道の平成 20 年度下半期における受水企業数は 2 社で、契約水量は 7,060 m<sup>3</sup> / 日、給水能力に対する契約率は 83.1% であった。契約水量に変更はないが、料金収入は、前年度が閏年であったことによる日数減の影響などにより、前年同期比 99.5% となっている。

(1) 給水の状況について

有明工業用水道、八代工業用水道及び苓北工業用水道の平成 20 年度下半期の契約水量及び料金収入等の状況は、次のとおりである。

有明工業用水道 給水能力：33,860 m<sup>3</sup> / 日  
 契約水量：14,304 m<sup>3</sup> / 日 (H21.3.31 現在)  
 料金：基本使用水量 50 円 / m<sup>3</sup>、超過使用水量 100 円 / m<sup>3</sup>

月	受水企業数	契約水量 (m <sup>3</sup> /月)	料金収入 (円、消費税込み)
10	12	443,424	18,570,823
11	12	429,120	17,508,014
12	12	443,424	18,092,558
1	12	443,424	18,091,613
2	12	400,512	16,340,814
3	12	443,424	18,091,613
計		2,603,328	106,695,435

八代工業用水道 給水能力：27,300 m<sup>3</sup> / 日  
 契約水量：9,188 m<sup>3</sup> / 日 (H21.3.31 現在)  
 料金：基本使用水量 35 円 / m<sup>3</sup>、超過使用水量 70 円 / m<sup>3</sup>

月	受水企業数	契約水量 (m <sup>3</sup> /月)	料金収入 (円、消費税込み)
10	24	284,828	9,443,209

1 1	2 4	275,640	9,116,206
1 2	2 4	284,828	9,392,540
1	2 4	284,828	9,361,760
2	2 4	257,264	8,456,725
3	2 4	284,828	9,395,376
計		1,672,216	55,165,816

苓北工業用水道 給水能力：8,500 m<sup>3</sup> / 日  
 契約水量：7,060 m<sup>3</sup> / 日 (H21.3.31 現在)  
 料金：基本使用水量 50 円 / m<sup>3</sup>、超過使用水量 100 円 / m<sup>3</sup>

月	受水企業数	契約水量 (m <sup>3</sup> /月)	料金収入 (円、消費税込み)
1 0	2	218,860	11,519,655
1 1	2	211,800	11,119,500
1 2	2	218,860	11,490,150
1	2	218,860	11,490,150
2	2	197,680	10,378,200
3	2	218,860	11,490,150
計		1,284,920	67,487,805

(2) 修繕及び改良工事等について  
 平成 20 年度下半期の主な修繕及び改良工事は、次のとおりである。(消費税込み額)

(単位：円)

事業名	工 事 名	工事金額	工 期
有 明	有明工水導水ポンプ場 4 号導水ポンプ精密点検工事	10,027,500	H20. 8.28 ~ H21. 1.30
有 明	(改良)有明工水浄水場及び導水場直流電源装置取替工事	9,016,906	H20.10. 2 ~ H21. 3. 2
有 明	有明工水スラッジ処理脱水機ろ布等取替工事	5,160,877	H20.11. 4 ~ H21. 3.19

(3) 職員数について  
 平成 20 年度工業用水道事業の職員数は、次のとおりである。

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

区 分		職 員	技能労務職員	嘱 託	計
有明	本庁	次 長	1	0	1
		総務経営課	3	0	3
		工 務 課	1	0	1
八代		0	0	0	0
苓北	都呂々ダム管理事務所	2	1	6	9
計		7	1	6	14

※有明、八代の両浄水場の運転保守業務については、株式会社熊本県弘済会に委託している。

(4) 条例等の制定、改廃について

< 条 例 >  
な し

< 管理規程 >

平成 20 年 10 月 24 日 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第 8 号)  
 平成 21 年 3 月 24 日 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第 1 号)

- 平成 2 1 年 3 月 3 1 日 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第 2 号）
- 平成 2 1 年 3 月 3 1 日 熊本県企業職員の給与の特例に関する規程（熊本県公営企業管理規程第 3 号）
- 平成 2 1 年 3 月 3 1 日 熊本県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第 4 号）
- 平成 2 1 年 3 月 3 1 日 熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第 5 号）
- 平成 2 1 年 3 月 3 1 日 熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第 6 号）

2 経理の状況

平成 2 0 年度下半期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県工業用水道事業合計残高試算表

平成21年3月31日

(単位：円)

借		方		貸		方			
残	高	合	計	勘	定	科	目		
				合	計	残	高		
		12,079,251		営	業	収	益	671,898,900	659,819,649
		7,727,443		営	業	外	収	160,003,356	152,275,913
843,824,894		845,866,193		営	業	費	用	2,041,299	
163,350,517		163,350,517		営	業	外	費		
12,648,145,854		12,676,005,408		工	業	用	水	27,859,554	
170,717,997		170,717,997		建	設	仮	勘		
		8,806,729		減	価	償	却	3,530,098,858	3,521,292,129
14,548,292,757		14,761,751,870		無	形	固	定	213,459,113	
				投	資	及	び		
1,558,529,525		10,881,375,895		現	金	預	金	9,322,846,370	
88,337,432		381,218,361		未	収	金		292,880,929	
				短	期	投	資		
3,123,320		3,123,320		貯	蔵	品			
		20,094,600		前	払	金		20,094,600	
		4,232,000		前	払	費	用	4,232,000	
		18,927,394		雑	流	動	資	18,927,394	
		127,063,074		他	会	計	借	1,861,891,664	1,734,828,590
		7,640,000		退	職	給	与	46,668,635	39,028,635
		5,940,000		修	繕	準	備	368,886,438	362,946,438
				一	時	借	入		
		101,419,479		未	払	金		119,610,579	18,191,100
		19,518,016		未	払	費	用	55,460,157	35,942,141
		54,558,026		預	り	金		56,041,634	1,483,608
		38,480,953		前	受	金		55,332,291	16,851,338
				そ	の	他	流		
				自	己	資	本	30,000	30,000
		999,831,894		借	入	資	本	16,494,127,000	15,494,295,106
		3,073,333		資	本	剰	余	15,762,961,978	15,759,888,645
		8,140,144,145		利	益	剰	余	367,593,149	-7,772,550,996
		11,967,470		受	託	工	事	11,967,470	
30,024,322,296		49,464,913,368		合	計			49,464,913,368	30,024,322,296

3 平成 2 1 年度経営方針

本県の工業用水道事業は、工業の発展と雇用確保に貢献してきたが、産業構造の変化等もあって工業用水の需要は当初計画を大幅に下回り、多くの未利用水を抱え、厳しい経営状況にある。

特に、有明工業用水道については、竜門ダム建設に係る企業債償還や市町村交付金等が経営を圧迫しているため、将来的な工業用水の需要を見極めながら、未利用水の他用途への転用による事業規模の適正化に取り組み、平成 1 8 年度に荒尾・大牟田両市と上水転用に係る譲渡契約を締結した。

また、平成 1 8 年度から 1 9 年度にかけて有明工業用水道を延伸し、荒尾産業団地へ給水する配水管延長工事を実施した。

しかしながら、当面、未利用水が残ること等、今後も厳しい経営状況にあるため、更なる経営の健全化に取り組むとともに、関係部局と連携し、新規需要の開拓に努めていく。

4 平成 2 1 年度予算の概要

平成 2 1 年度予算の概要は次のとおりである。

( 1 ) 収益的収入及び支出

事業収益	8 4 7 , 8 2 4 , 0 0 0 円
(内訳)	
営業収益	7 1 1 , 5 7 0 , 0 0 0 円
営業外収益	1 3 6 , 2 5 4 , 0 0 0 円
事業費	1 , 1 0 8 , 0 2 1 , 0 0 0 円
(内訳)	
営業費用	9 1 9 , 7 0 9 , 0 0 0 円
営業外費用	1 8 1 , 3 1 2 , 0 0 0 円
予備費	7 , 0 0 0 , 0 0 0 円
差引純利益 (純損失)	△ 2 6 0 , 1 9 7 , 0 0 0 円

( 2 ) 資本的収入及び支出

資本的収入	1 , 0 7 1 , 6 8 2 , 0 0 0 円
(内訳)	
企業債	3 7 6 , 0 0 0 , 0 0 0 円
長期借入金	3 8 4 , 2 1 7 , 0 0 0 円
工事受託金	2 , 3 8 2 , 0 0 0 円
補助金	1 0 4 , 8 0 0 , 0 0 0 円
その他	2 0 4 , 2 8 3 , 0 0 0 円
資本的支出	1 , 3 4 3 , 7 2 1 , 0 0 0 円
(内訳)	
建設改良費	3 , 5 0 5 , 0 0 0 円
企業債償還金	7 2 3 , 4 4 5 , 0 0 0 円
長期借入金償還金	6 1 6 , 7 7 1 , 0 0 0 円

熊本県有料駐車場事業業務状況

熊本県有料駐車場事業の平成 20 年度下半期（平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）における業務状況は、次のとおりである。

目 次

1 事業の概況 ..... 16 ページ  
 (1) 利用台数及び料金収入について ..... 16 ページ  
 (2) 修繕及び改良工事等について ..... 17 ページ  
 (3) 職員数について ..... 17 ページ  
 (4) 条例等の制定、改廃について ..... 17 ページ  
 2 経理の状況 ..... 17 ページ  
 3 平成 21 年度経営方針 ..... 18 ページ  
 4 平成 21 年度予算の概要 ..... 18 ページ

1 事業の概況

平成 20 年度下半期における熊本県営有料駐車場の利用状況については、利用台数は 96,847 台（対目標比 98.5%）で、料金収入は 60,487,110 円（対目標比 97.8%）であった。また県営第二有料駐車場の利用状況については、収容可能台数 37 台に対して期末の契約台数は 23 台にとどまり、料金収入は 1,414,000 円であった。

原油高騰に伴うガソリン価格の上昇や景気減退の影響もあり、利用台数及び料金収入ともに目標を下回る月があった。

(1) 利用台数及び料金収入について

平成 20 年度下半期各月の利用台数、承認台数及び料金収入の状況は、次のとおりである。

月別	県 営 有 料 駐 車 場						県営第二有料駐車場		備考
	目 標		実 績		達 成 率		実 績		
	利用台数 (台)	金 額 (円)	利用台数 (台)	金 額 (円)	台数 %	金額 %	承認台数 (台)	金額 (円)	
10	15,659	9,843,180	16,561	10,133,490	105.8	102.9	25	252,500	
11	15,710	9,844,060	16,167	10,180,210	102.9	103.4	23	232,300	
12	18,149	11,626,780	18,327	11,407,430	101.0	98.1	23	232,300	
1	17,048	10,620,910	16,181	10,165,620	94.9	95.7	23	232,300	
2	15,279	9,557,800	14,218	9,120,330	93.1	95.4	23	232,300	
3	16,467	10,372,110	15,393	9,480,030	93.5	91.4	23	232,300	
計	98,312	61,864,840	96,847	60,487,110	98.5	97.8	140	1,414,000	



(2) 修繕及び改良工事等について  
 平成 20 年度下半期の主な修繕及び改良工事は、次のとおりである。(消費税込み額)  
 (単位:円)

工 事 名	工事金額	工 期
(改良) 県営有料駐車場管制装置取替工事	16,269,750	H21. 2. 17 ~ H21. 3. 31
県営有料駐車場エレベーターワイヤーロープ取替工事	512,400	H20. 11. 10 ~ H21. 3. 9

(3) 職員数について  
 平成 20 年度有料駐車場事業の職員数は次のとおりである。  
 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

区 分		職 員	技能労務職員	嘱 託	計
本庁	総務経営課	1	0	0	1

※料金徴収業務については、熊本県セキュリティ協同組合に委託している。

(4) 条例等の制定、改廃について  
 <条 例>  
 な し

<管理規程>

平成 20 年 10 月 24 日	熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第 8 号)
平成 21 年 3 月 24 日	熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第 1 号)
平成 21 年 3 月 31 日	熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第 2 号)
平成 21 年 3 月 31 日	熊本県企業職員の給与の特例に関する規程 (熊本県公営企業管理規程第 3 号)
平成 21 年 3 月 31 日	熊本県企業局職員被服貸与規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第 4 号)
平成 21 年 3 月 31 日	熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第 5 号)
平成 21 年 3 月 31 日	熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (熊本県公営企業管理規程第 6 号)

2 経理の状況

平成 20 年度下半期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県有料駐車場事業合計残高試算表

平成 21 年 3 月 31 日

単位:円

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	120,981,711	120,981,711
		営 業 外 収 益	2,989,286	2,989,286
		特 別 利 益		
53,402,136	53,402,136	営 業 費 用		
2,041,031	2,041,031	営 業 外 費 用		
1,988,206,970	2,001,491,155	有 料 駐 車 場 設 備	13,284,185	
5,923,556	5,923,556	建 設 仮 勘 定		
	12,619,975	減 価 償 却 累 計 額	476,344,464	463,724,489
148,100	148,100	無 形 固 定 資 産		
		投 資 及 び 基 金		
662,754,458	3,873,995,789	現 金 預 金	3,211,241,331	
1,220,552	4,264,938	未 収 金	3,044,386	
		短 期 投 資		

		貯 蔵 品		
	2,468,500	前 払 金	2,468,500	
	6,500,000	前 払 費 用	6,500,000	
		他 会 計 借 入 金		
	2,396,072	雑 流 動 資 産	2,396,072	
		退 職 給 与 引 当 金	7,348,960	7,348,960
		修 繕 準 備 引 当 金	15,311,918	15,311,918
	5,042,800	未 払 金	22,216,983	17,174,183
	5,294,905	未 払 費 用	5,584,934	290,029
	7,068,063	預 り 金	11,200,305	4,132,242
		雑 流 動 負 債		
		自 己 資 本 金	1,667,583,687	1,667,583,687
	20,000,000	借 入 資 本 金	20,000,000	
		資 本 剩 余 金	46,334,639	46,334,639
	93,090,000	利 益 剩 余 金 (一 欠 損 金)	460,915,659	367,825,659
		損 益		
2,713,696,803	6,095,747,020	合 計	6,095,747,020	2,713,696,803

3 平成 21 年度経営方針

有料駐車場事業は、郊外大型店の進出やコインパーキングの増加等の影響を受け、利用台数が減少傾向にあったが、平成 17 年度に実施した UD (ユニバーサルデザイン) 改修や、平成 18 年 4 月からの夜間料金の導入など、施設、料金面でのサービス向上に努め、平成 19 年度は前年と同程度の利用台数であった。しかし、平成 20 年度は原油高騰や景気の減退傾向に伴い、利用台数も目標を下回った。  
 本年度もできるだけ多くの県民に PR し、利用者の増加を目指す。  
 なお、本年度耐震補強工事を実施し、安心、安全な駐車場を提供していくこととしている。

4 平成 21 年度予算の概要

平成 21 年度予算の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出			
事業収益			1 2 8 , 0 6 5 , 0 0 0 円
(内訳)			
営業収益			1 2 6 , 5 1 4 , 0 0 0 円
営業外収益			1 , 5 5 1 , 0 0 0 円
事業費			9 0 , 3 1 9 , 0 0 0 円
(内訳)			
営業費用			8 3 , 3 1 9 , 0 0 0 円
営業外費用			5 , 0 0 0 , 0 0 0 円
予備費			2 , 0 0 0 , 0 0 0 円
差引純利益			3 7 , 7 4 6 , 0 0 0 円
利用予定			
普通駐車	台数		1 1 2 , 2 2 2 台
	料金		7 3 , 2 3 3 , 0 0 0 円
定期駐車	台数		3 , 4 8 0 台
	料金		4 5 , 5 4 0 , 0 0 0 円
第二駐車場	料金		3 , 0 3 0 , 0 0 0 円
(2) 資本的収入及び支出			
資本的収入			1 9 , 5 3 7 , 0 0 0 円

(内訳) 工事負担金	19,537,000円
資本的支出	131,130,000円
(内訳) 建設改良費	131,130,000円

**熊本県公告第323号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画用途地域（熊本市）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県公告第324号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画特別用途地区（熊本市）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県公告第325号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画土地地区画整理事業 田井島南土地地区画整理事業
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県公告第326号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画用途地域（嘉島町）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県公告第327号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画特別用途地区（嘉島町）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県公告第328号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画土地区画整理事業 同尻土地区画整理事業
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県公告第329号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画用途地域（益城町）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県公告第330号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画土地区画整理事業 益城台地西土地区画整理事業
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県公告第331号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成21年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画土地区画整理事業 益城台地中土地区画整理事業
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県公告第332号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成21年6月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 天草市本渡町本渡2927番地
- 2 築造者の氏名 盛田真一
- 3 道路の位置 天草市本渡町本渡中山口2778番2、同字辻2924番5、同2927番2及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.15メートルまで
- 5 道路の延長 45.54メートル
- 6 指定年月日 平成21年6月8日
- 7 指定番号 熊本県指令天草技管第6号

**熊本県公告第333号**

上益城郡嘉島町に事務所を置く嘉島中央土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成21年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	中嶋 又喜	上益城郡嘉島町大字上六嘉285番地1
就任 理事	渡辺 昌憲	上益城郡嘉島町大字上六嘉358番地

**熊本県公告第334号**

上益城郡嘉島町に事務所を置く高田堰掛土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成21年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	本田 勝幸	上益城郡嘉島町大字犬淵334番地

**熊本県公告第335号**

八代郡氷川町に事務所を置く氷川土地改良区理事長浜田洋から平成21年5月11日付けで申請のあった定款変更については、平成21年6月10日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成21年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第336号**

八代市に事務所を置く日奈久干拓土地改良区理事長浅川美孝から平成21年5月20日付けで申請のあった定款変更については、平成21年6月10日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成21年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第337号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営芦北地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成21年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営芦北地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成21年6月22日から平成21年7月17日まで
- 3 縦覧場所  
芦北町役場

**熊本県公告第338号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営七浦地区土地改良事業（区画整理、農業用道路、農業用排水施設、農用地の保全）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成21年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営七浦地区土地改良事業（区画整理、農業用道路、農業用排水施設、農用地の保全）計画書の写し

- 2 縦覧期間  
平成21年6月22日から平成21年7月17日まで
- 3 縦覧場所  
水俣市役所  
芦北町役場  
津奈木町役場

**熊本県公告第339号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を水上村役場に掲示する。

平成21年6月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名  
黒木 やよい、椎葉 佐津彦、矢野 栄吉、幸野 甚七、永田 長利、山口 ミス、  
椎葉 スエ子、栗本 光男、森山 輝夫、勘米良 幸一、土屋 常藏、合志 三郎、浜  
辺 陽子
- 2 通知の趣旨  
(1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。  
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成21年5月1  
9日付け熊本県告示第490号による。

**登載依頼****熊本県教育委員会告示第6号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成21年6月19日

熊本県教育長 山 本 隆 生

- 1 調達する特定役務の名称及び数量  
平成21年度肥後古代の森樹木等保護管理業務 一式
- 2 入札参加者  
熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げる  
ところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成21年6月19日（金）から平成21年7月3日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成23年3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成23年1月4日から平成23年1月31日（県の休日を除く。）まで行う。

## 熊本県教育委員会公告第8号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年6月19日

熊本県教育長 山 本 隆 生

- 1 入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
平成21年度肥後古代の森樹木等保護管理業務委託
  - (2) 委託業務の内容等  
委託業務仕様書による。
  - (3) 委託期間  
平成21年8月11日から平成22年3月31日まで
  - (4) 履行場所  
山鹿市鹿央町岩原3085番地  
熊本県立装飾古墳館
  - (5) 予定価格  
35,500,000円（消費税抜きの金額 33,809,523円）
  - (6) 入札金額  
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。  
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
  - (7) 最低制限価格等の設定  
本競争入札には、最低制限価格を設けていない。
  - (8) その他
    - ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
    - イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「樹木保護管理」に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
    - ア 審査申請の受付期間  
公告の日から平成21年7月3日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに提出すること。  
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
    - イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
    - ウ 申請の方法  
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。  
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
    - エ 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (2) 過去2年間に於いて、国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人及び公立大学法人を含む。）とこの入札に付する事項と同種の業務で契約金額が100万円を超える契約を締結し、かつ、当該契約の履行を完了している実績を有する者であること。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行つた者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (5) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請

- 本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)から(5)までに示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
- なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所
- ア 電子入札システムによる入札参加の場合  
申請書等を電子入札システムにより提出すること。  
なお、確認資料の容量が1MBを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。)することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- イ 紙入札方式による入札(書面による入札をいう。以下同じ。)参加の場合  
申請書等を4の(1)に示す場所に持参又は郵送すること。  
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- (2) 提出期間  
公告の日から平成21年7月10日(金)の午後5時まで(閉庁日を除く。)に提出すること。
- (3) 確認結果の通知  
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所  
熊本県立装飾古墳館 総務課  
郵便番号 861-0561 山鹿市鹿央町岩原3085番地  
電話番号 0968-36-2151 ファックス番号 0968-36-2120
- (2) 委託業務仕様書等
- ア 閲覧(交付)の期間  
公告の日から平成21年7月24日(金)まで(休館日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 閲覧(交付)の場所  
電子入札システムホームページ(入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報)にて閲覧又は4の(1)に記載する場所で交付する。
- (3) 入札の日時及び場所
- ア 電子入札システムによる入札  
3の(3)記載の確認結果の通知を受けた時から平成21年7月29日(水)午後5時までに入札すること。
- イ 紙入札方式による入札  
(ア)日時 平成21年7月30日(木)午前10時  
(イ)場所 山鹿市鹿央町岩原3085番地  
熊本県立装飾古墳館 総務課
- (4) 開札の日時及び場所  
4の(3)のイに同じ。
- 5 入札方法等
- (1) 入札方法
- ア 電子入札システムによる入札の場合  
4の(3)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。  
ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に示す場所に提出し、県(契約担当者)から承認を受けた場合は、イの紙入札方式による入札によるものとする。
- イ 紙入札方式による入札の場合  
別に定める「入札書」により作成し、4の(3)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。  
ただし、代理人をして入札するときは、別に定める「委任状」を入札書と同時に提出すること。  
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成21年7月27日(月)までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。
- (2) 開札の方法  
開札は、電子入札システムにおいて行う。  
ただし、紙入札方式による入札により入札に参加した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (3) 入札の回数  
入札回数は1回とする。
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申



込みをした者を落札者とする。  
なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

- (5) 無効の入札
  - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
    - ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
    - イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
    - ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
    - エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
    - オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
    - カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 人以上の代理をした者の入札
    - キ 紙入札方式による入札において、2 以上の意思表示をした入札
    - ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
    - ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者の IC カードを使用して提出された入札
    - コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
    - サ 明らかに連合によると認められる入札
    - シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) その他
  - 委託業務仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

6 契約の締結

- (1) 契約書作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
免除する。
- (2) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
  - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
  - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

8 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- (3) 本競争入札は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

9 Summary

- (1) Name and content of service to be contracted  
Care of Higo Ancient Forest Park
- (2) Date and Place to submit bidding proposal  
July 30, 2009, 10:00 a.m.  
Bidding Office  
Kumamoto Prefectural Ancient Burial Mound Museum
- (3) Language and currency to be used for bidding  
Japanese language and currency only
- (4) Contact information  
Kumamoto Prefectural Ancient Burial Mound Museum  
3085 Iwahara, Kao-machi, Yamaga-shi, Kumamoto Prefecture 〒861-0561  
Phone: 0968-36-2151

## 正 誤

平成21年3月31日熊本県監査委員告示第2号（熊本県監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
168	29	第2条を次のように改める。 （分掌事務）	第2条を次のように改める。
168	57	（25）その他の事務の処理 に関する事。 第3条を削る。	（25）その他の事務の処理 に関する事。
168	58	「、課長」	「課長」
169	5	第5条を第4条とし、第6条 を第5条とする。	第6条を第5条とする。

平成20年11月18日熊本県告示第1003号（保安林の指定に関する予定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	25から 26	字鶴ノ平988番1・1006 番2・1014番1（以上3筆 について次の図に示す部分に限 る。）	字鶴ノ平988番1・1006 番1・1006番2・1014 番1（以上4筆について次の図 に示す部分に限る。）